

オウム真理教の危険性

1 オウム真理教とは

- オウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫が教祖・創始者として設立した団体。麻原の指示のもと、猛毒の化学兵器・サリンを使用して無差別大量殺人行為である松本サリン事件や地下鉄サリン事件をじゃっ起するなど、数々の凶悪事件を敢行
- 現在、団体は、主流派（「Aleph」の名称を用いる団体、「Aleph」と一定の距離を置いて活動する「山田らの集団」）と上祐派（「ひかりの輪」の名称を用いる団体）を中心として活動

2 組織現勢

【構成員数】約1,650人（出家した構成員：約250人、在家の構成員：約1,400人）

【施設数】15都道府県下に拠点31か所

【報告資産】約5億5,300万円（現金・預貯金・貸付金の合計額）

3 活動状況

「Aleph」 ～ “麻原絶対” を堅持しつつ、組織拡大に向けた動きが活発 ～

- 麻原の死刑執行（H30.7）後も、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を徹底。小・中学生を含む未成年者に対しても成人と同様の指導を実施
- 団体名を秘匿した勧誘活動を組織的に展開、令和2年は60人以上の新規構成員を獲得

「山田らの集団」 ～ 平成27年1月以降、「Aleph」から一定の距離を置いて活動 ～

- 「Aleph」同様に、麻原の死刑執行後も、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を徹底

「ひかりの輪」 ～ “麻原隠し” を徹底し、観察処分を免れるための取組を強化 ～

- 過去の麻原の指示（団体生き残りのため、外形上、オウム真理教とは違う「別団体」を組織して団体を存続させること）を根拠に、観察処分を免れるために麻原色を払拭したかのように装う別団体として組織（H19.5）
- 対外的には、麻原の死刑執行後も、「脱麻原」「脱オウム」をけん伝、“麻原隠し”を徹底
- 「思想哲学の学習教室」と称して活動、会員にならなくても「ひかりの輪」のイベントに参加できると広報。未入会者が「聖地巡り」に参加したり、「ひかりの輪」の施設に出入り

「Aleph」による積極的な勧誘活動

団体は、毎年多数の新規構成員を獲得している。令和2年中の新規構成員の内訳を見ると、地域別では、北海道、関東及び中部地方が全体の9割近くを占め、年齢構成比では、学生を始めとした20歳代が全体の半数を占めている。

特に「Aleph」は、組織拡大に向け、近年、オウム真理教に関する知識の少ない青年層（34歳以下）を主な対象とする勧誘活動を積極的に行っており、あらゆる機会を設けて広く一般人と接点を持ち、団体名を秘匿したヨガ教室などに誘って人間関係を深めた後に、団体へ入会させている（下図参照）。

「Aleph」の勧誘活動の流れ

第1段階

- 団体名を秘匿し、ヨガや占いなどの各種イベントの開催、街頭や書店での声掛け、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）での交流などを行い、広く一般人との接点を持つ。
- その中で、ヨガや精神世界に興味を持つ者などを、団体名を秘匿したヨガ教室や勉強会に誘う。



団体が作成したイベント案内のピラ



書店での声掛け（右の二人が構成員）

第2段階

- ヨガ教室などでは、別の構成員が指導などを行いながら、勧誘対象者との人間関係を構築する。
- また、麻原の名前を出さずにその教えの内容を解説したり、地下鉄サリン事件などは団体以外の者による陰謀であると説明したりしながら、勧誘対象者が団体に対する抵抗感がないようにしていく。

第3段階

- 人間関係が構築され、団体に対する抵抗感がないような段階に至ってから、勧誘対象者に団体名を明かして入会を促す。

4 オウム真理教対策の現況

公安調査庁は、団体規制法に基づく観察処分を実施

令和2年10月、公安調査庁は、団体に対する観察処分の期間更新を請求。

令和3年1月、公安審査委員会が7回目となる観察処分の期間更新を決定。

○ 団体施設等に対する立入検査を実施

(令和2年中は、13都道府県、合計20回、延べ21施設)

検査忌避事案に対しては、警察に告発するなど厳正に対応

○ 団体から3か月ごとに、構成員の氏名・住所、団体の土地・建物等に関する報告書を徴取(通算85回)

○ 関係地方公共団体の施策に資するとともに地域住民の不安感の解消・緩和のため、関係地方公共団体の求めに応じ、調査結果を提供

(令和2年中、21自治体、延べ46件提供)

無差別大量殺人行為の再発防止のため、組織的違法行為の厳正な取締りを推進

○ 主な取締り状況

H21.9	構成員勧誘の場に使う美容室を無免許で営んでいた事件(美容師法違反)
H22.12	構成員勧誘の場に使うスナックを無許可で営んでいた事件(食品衛生法違反)
H23.7	公安調査庁の立入検査を妨害した事件(団体規制法違反)
H25.2	公安調査庁の調査を妨害した事件(公務執行妨害)
H27.7	聖地巡りと称する旅行の募集等を旅行業登録を受けないで行っていた事件(旅行業法違反)
H28.9	公安調査庁の立入検査時に名簿等を隠匿した事件(団体規制法違反)
H29.1	公安調査庁の立入検査時に公安調査官による携行品の確認を受けることなく施設外に出て検査を困難にした事件(団体規制法違反)
H30.1	団体名を隠して仏教の勉強会を装って勧誘した際、入会契約時に契約書等を交付しなかったり、契約解除を妨げるため不実の告知をした事件(特定商取引に関する法律違反)
H30.2	団体施設として使用することを隠してマンションを借りた事件(詐欺)
R1.12	構成員が預金口座をヨガ教室の運営に使用する目的であるのに、共犯者が利用するかのよう装って開設した銀行口座を譲り受けた事件(詐欺)
R2.2	公安調査庁の立入検査時にパソコンを隠匿した事件(団体規制法違反)

○ 団体施設を管轄する都道府県警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、団体施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえるなどして、団体施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施

オウム真理教の拠点施設

* 団体中央部署、支部等として使用されている施設

□ は主流派の施設(25施設)

□ は上祐派の施設(6施設)

